

和歌山県低炭素建築物新築等計画認定等実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下「法」という。)の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定等の事務に関して必要な事項を定めるものとする。

(知事が必要と認める図書)

第2条 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成24年国土交通省令第86号。以下「規則」という。)第41条第1項に規定する知事が必要と認める図書は、次の各号に掲げる図書とする。

- (1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関による技術的審査を受けた場合にあつては、当該登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付する基準に適合することを証した書面
- (2) 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号。以下「品確法」という。)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関(以下「登録住宅性能評価機関」という。)による技術的審査を受けた場合にあつては、当該登録住宅性能評価機関が交付する基準に適合することを証した書面
- (3) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関(併せて登録住宅性能評価機関の業務を実施している機関に限る。)による技術的審査を受けた場合にあつては、当該指定確認検査機関が交付する基準に適合することを証した書面
- (4) 建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準(平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号。以下「低炭素化の基準告示」という。)I第2.1-3に規定する基準の審査に当たり、低炭素化の基準告示I第2.1-2(2)に基づき国土交通大臣が認めた場合にあつては、その基準に適合する旨の認定書等の写し
- (5) 低炭素化の基準告示II第1.6に規定する基準の審査に当たり、品確法第44条第1

項に規定する登録住宅型式性能認定等機関が行う住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅にあつては、当該登録住宅型式性能認定等機関が交付する住宅型式性能認定書の写し

(知事が不要と認める図書)

第3条 規則第41条第3項に規定する知事が不要と認める図書は、次に掲げる図書とする。

- (1) 前条第4号の規定により認定書等の写しを添えたものにあつては、当該基準に適合することの確認に必要な図書
- (2) 前条第5号の規定により住宅型式性能認定書の写しを添えたものにあつては、当該基準に適合することの確認に必要な図書

(申請の取下げ)

第4条 法第53条第1項又は第55条第1項に規定する認定を申請した者が当該申請を取り下げる場合は、低炭素建築物新築等計画認定等申請取下届（別記第1号様式）を知事に提出するものとする。

- 2 前項の場合において、認定申請書の正本及びその添付図書は返却しないものとする。

(認定しない旨の通知)

第5条 申請に係る低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項に掲げる基準に適合しないと認めた場合又は法第54条第4項において準用する建築基準法第18条第14項の規定による適合しない旨の通知書の交付を受けた場合は、認定しない旨の通知書（別記第2号様式）により申請者へ通知するものとする。

(建築工事完了報告書)

第6条 認定建築主は、申請に係る建築物の建築工事を完了したときは、認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事が完了した旨の報告書（別記第3号様式）により、認定低炭素建築物新築等計画に従って工事が行われた旨を知事に報告するものとする。

(認定建築主変更等届)

第7条 次に掲げる者は、認定建築主変更等届（別記第4号様式）を知事に提出するものとする。

(1) 認定建築主の一般承継人

(2) 認定建築主から、認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の所有権その他建築及び維持保全に必要な権限を取得した者

(報告の徴収)

第8条 法第56条の規定による報告の徴収は、知事が必要と認めるときに、報告を求める旨の通知書（別記第5号様式）により行うこととする

(建築の取りやめ)

第9条 認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築を取りやめる旨の申出は、認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築取りやめ申出書（別記第6号様式）に規則第43条第1項の規定による認定通知書を添えて、行わなければならない。

(認定の取り消し)

第10条 法第58条の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の取り消しの通知は、認定取消通知書（別記第7号様式）により行うこととする。

附 則

この要綱は、平成25年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別記第1号様式（第4条関係）

低炭素建築物新築等計画認定等申請取下届

年 月 日

和歌山県知事 様

届出者 住 所
氏 名

次の認定の申請を取り下げるので、和歌山県低炭素建築物新築等計画認定等実施要綱第4条の規定により届け出ます。

記

- 1 申請年月日
年 月 日
- 2 確認の特例の有無（法第54条第2項に基づく申出）
有 無
- 3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の特例の有無（法第54条第8項に基づくみなし）
有 無
- 4 申請に係る建築物等の位置
- 5 取下げ理由

（注意）

- 1 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

認定しない旨の通知書

第 号

年 月 日

様

和歌山県知事 印

下記の申請については、下記の理由により都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の規定による認定をしないこととしたので、和歌山県低炭素建築物新築等計画認定等実施要綱第5条の規定により通知します。

記

- 1 申請年月日
年 月 日
- 2 申請者の住所
- 3 申請に係る建築物の位置
- 4 理由

（教示）

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、和歌山県知事に対して異議申立てをすることができます。

（なお、通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日から起算して1年経過すると異議申立てをすることができなくなります。）

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（適法な異議申立てをした場合には、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、和歌山県（代表者 和歌山県知事）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

（なお、通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から起算して1年経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

別記第3号様式（第6条関係）

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の工事が完了した旨の報告書

年 月 日

和歌山県知事 様

報告者 住 所
氏 名

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物等の工事が完了したので、和歌山県低炭素建築物新築等計画認定等実施要綱第6条の規定により届け出ます。

記

- 1 低炭素建築物新築等計画の認定番号
第 号
- 2 低炭素建築物新築等計画の認定年月日
年 月 日
- 3 認定に係る建築物等の位置
- 4 認定建築主の氏名又は名称
- 5 計画に従って建築物等の工事が行われたことを確認した建築士
【資格】 (級) 建築士 () 登録第 号
【住所】
【氏名】
【建築士事務所名】
(級) 建築士事務所 () 知事登録第 号
【所在地】
- 6 軽微な変更の内容

(注意)

- 1 報告者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 2 建築工事が完了したことを確認した者が建築士以外の場合には、建築士の住所・氏名の欄にその者の住所・氏名（建築士事務所の名称・所在地の欄にその者が所属する法人の名称・所在地）を記入してください。

別記第4号様式（第7条関係）

認定建築主変更等届

年 月 日

和歌山県知事 様

届出者 住 所
氏 名

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物について、一般承継又は所有権その他建築及び維持保全に必要な権限を取得しましたので、和歌山県低炭素建築物新築等計画認定等実施要綱第7条の規定により届け出ます。

記

- 1 低炭素建築物新築等計画の認定番号
第 号
- 2 低炭素建築物新築等計画の認定年月日
年 月 日
- 3 認定建築主の氏名又は名称（変更前）
- 4 認定建築主の氏名又は名称（変更後）
- 5 認定に係る建築物の位置
- 6 変更理由等

（注意）

- 1 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

別記第5号様式（第8条関係）

報告を求める旨の通知書

第 号

年 月 日

様

和歌山県知事

印

下記の認定低炭素建築物新築等計画について、都市の低炭素化の促進に関する法律第56条の規定により、報告を求めます。

なお、この報告をせず、又は虚偽の報告をした場合は、法により罰せられることがありますので申し添えます。

記

- 1 低炭素建築物新築等計画の認定番号
第 号
- 2 低炭素建築物新築等計画の認定年月日
年 月 日
- 3 認定建築主の氏名又は名称
- 4 認定に係る建築物の位置
- 5 報告を求める内容
- 6 報告の期限

別記第6号様式（第9条関係）

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築を取りやめる旨の報告書

年 月 日

和歌山県知事 様

報告者 住 所
氏 名

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築を取りやめたいので、和歌山県低炭素建築物新築等計画認定等実施要綱第9条の規定により届け出ます。

記

- 1 低炭素建築物新築等計画の認定番号
第 号
- 2 低炭素建築物新築等計画の認定年月日
年 月 日
- 3 認定建築主の氏名又は名称
- 4 認定に係る建築物等の位置
- 5 取りやめの理由

（注意）

- 1 報告者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

認定取消通知書

第 号
年 月 日

様

和歌山県知事 印

下記の申請については、下記の理由により都市の低炭素化の促進に関する法律第58条の規定に基づき、下記の認定低炭素建築物新築等計画について、その認定を取り消しましたので、和歌山県低炭素建築物新築等計画認定等実施要綱第10条の規定により通知します。

記

- 1 低炭素建築物新築等計画の認定番号
第 号
- 2 低炭素建築物新築等計画の認定年月日
年 月 日
- 3 認定建築主の氏名又は名称
- 4 認定に係る建築物等の位置
- 5 理由

（教示）

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、和歌山県知事に対して異議申立てをすることができます。

（なお、通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日から起算して1年経過すると異議申立てをすることができなくなります。）

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（適法な異議申立てをした場合には、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、和歌山県（代表者 和歌山県知事）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

（なお、通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から起算して1年経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）